

平成25年第1回  
利根町議会定例会会議録 第4号

平成25年3月8日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	木村克美君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
学校教育課長	福田茂君
指導室長	仲田義弘君
生涯学習課長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 4 号

平成25年3月8日（金曜日）

午後1時開議

追加日程第1 議案訂正の件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 議案訂正の件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午後1時00分開議

○議長（五十嵐辰雄君） こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月7日、町長から事件の訂正請求がありました。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

3月7日、町長から提出されました議案第12号の訂正請求に対し、議案訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（五十嵐辰雄君） 追加日程第1、議案訂正の件を議題とします。

町長から議案第12号の訂正理由を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君）

利都下第267号

平成25年3月7日

利根町議会議長 五十嵐辰雄様

利根町長 遠山 務

事件の訂正請求書

平成25年3月5日提出した事件は、次の理由により別紙のとおり訂正したいので、利根町議会会議規則第20条第2項の規定により請求します。

記

件名 議案第12号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

理由 第3表地方債補正の変更の表の記載漏れによる不備を訂正するため

詳細については担当課長の方から答弁させます。

○議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、お手元にあります訂正について説明させていただきます。

今、町長から説明しましたように、議案第12号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について訂正をするものをお願いすることでございます。

先日、差しかえをお願いしました予算書ではなく、当初に配られた予算書の訂正でございまして、お手元にあります訂正表のように訂正をさせていただきます。

その資料の方で説明させていただきます。

A3判の一番上に議案第12号訂正表としてございまして、1ページに地方債の補正第3条、地方債の追加はということで、訂正前はそこで終わっていたのですが、訂正していただきたいのがそこに「及び変更は」を追加していただきたいということでございます。

それと、5ページの方の表3に記載のと通りの訂正をしたい。訂正後を下の二つの表で説明させていただきます。

訂正後でありますけれども、1、追加として公共下水道事業の限度額を記載してございまして、これは先日説明したときに1,300万円を改めて限度額として設定したいという説明をした表でございます。

今回抜けていましたのは、その下の変更ということでその表が抜けてございまして、今回事項別明細書の方で流域下水道事業の流域下水道債を減額したことにより、この表を示さなければならなかったものでございます。しかし、それが抜けてしまいましたので、今回訂正させて示したいということでございます。

変更ですが、流域下水道債を「300万円」から「200万円に」限度額を下げ、100万円減額したいという補正でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議がありますので、起立によって採決します。

議案第12号の議案訂正の件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第12号の議案訂正の件は承認することに決定しました。

---

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

7番通告者、1番新井邦弘君。

〔1番新井邦弘君登壇〕

○1番（新井邦弘君） 皆さんこんにちは。7番通告、1番新井邦弘です。

町民の提案した事項を予算化する問題について質問いたします。

自治体はどこも財政難に悩まされて、行政が必要と認めるものも予算化できないでいるのに、住民の提案を求めることは難しい話しかとは思いますが、しかし、いかに財政難の時代であっても、住民が夢と希望を持てる仕組みをつくり、住民みずからまちづくりに参画しているのだという意識を高めるといことは、まちづくりの要諦ではないでしょうか。

私は昨今の厳しい時代だからこそ、町民が夢を持ち、進んでまちづくりに参加していただくことが必要ではないかと考えます。そのために町民予算枠事業という制度を設け、流れとしては、住民から提案を募集、町民予算検討委員会で内容を検討し、町長に提案する事業を選出、町の予算に入れて議会に提出をし、町議会で審議、そして予算化、事業執行となります。

この検討委員会のメンバーは町民で構成し、町民が提案した事業を別の町民が、利根町民が夢を持てる事業であること、将来の利根町を見据えた人づくり、地域づくりにつながることを重要視して、採択すべきかどうかを考えることとなります。

また、町民が提案する事業に関しては、町に決定権限のない事項、政治・宗教に係る事業、実施主体・関係者のみの親睦事業、法令・条例等に違反するもの、既存の補助制度等の対象となるもの、その他町長が適さないと判断する事業など制約を設ければ、「地域のどうしよう」ということを解決し、「地域をこうしたい」「こうだったらいいな」と

いうことを実現するための仕組みがつくれると思います。

この事業で使われる予算は大切な税金ですから、当然一部の人たちの利益や不適切な目的のために使われることがあってはなりません。特に課題解決のために地域での十分な合意を得られることが大前提となります。

ある町では、町民税の1%を住民が提案した事業に振り向ける町民提案予算を持っています。これは、まちづくりへの参加意識を高めてもらうのがねらいで、実施事業を選定するものです。これは、町民6人で構成する検討委員会が実施します。この制度は2005年から始めたもので、町民税の予算額の1%を財源とします。2005年には子供に本の楽しさを知ってもらう目的で、子育て中の母親グループが応募した絵本に音楽を織りませた読み聞かせ会、いわゆる絵本パフォーマンスが採用、実施されたそうです。

同町は単独でのまち運営をするため、財政危機突破計画を策定し、実施事業は緊急度や優先度の高いものに限定し、住民にも負担増を求めているそうですが、そのような中であっても夢と希望を持てる仕組みは大事なことであります。

本町でもこのような町民提案予算枠をつくることについて、町長はいかがお考えかお伺いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 新井邦弘君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、新井議員のご質問にお答えをいたします。

町民が提案した事項を予算化していく仕組みをつくり、町民自身がまちづくりに参加していると意識できるようにすることについて、どのように考えているかということですが、利根町総合振興計画3期基本計画に、町民によるあかるいまちづくりに、まちづくり活動への効果的な運営として、町民のまちづくりへの参加意欲と活動の満足感をさらに高められるような機会の提供、そして、まちづくりへの参加基盤の充実として、町民が主体的な参加行動の意識をさらに高めるために、積極的に参加できる仕組みづくりを検討するとしています。

新井議員ご指摘のとおり、厳しい財政事情ではありますが、地域の細やかな公益性のある自主的、主体的な町民の活動を支援してまちづくりを進めていくことは、町と町民の皆様との協働のまちづくりを進める上で重要なことであると、そのように考えております。

そして、それが町民のまちづくりの意識の高まりにつながればとも思っております。

このようなことから、町民提案事業の実施について、今後、検討をしたいと思っております。

○議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

○1番（新井邦弘君） 町長の答弁で、これから検討していただくというお答えがありましたので、そのように本当に前向きに頑張ってもらいたいと思います。

次に、2番目の質問ですが、食育教育への取り組みについて質問をいたします。

近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴うさまざまな問題に対処していくため、平成17年6月、食育基本法が公布され、同法は食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたり健康で文化的な国民の生活と、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的とし、平成17年7月に施行されました。食育基本法では、食育は生きる上での基本であって、教育の3本の柱であるという知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして、食育の推進が求められるとされています。

近年の子供たちの食生活の乱れは、国民健康栄養調査の結果を見ても深刻であります。高齢社会を生きる子供たちが、生涯にわたって望ましい食習慣を身につけることは、学校教育の大きな課題ともなっていると思います。文部科学省が初めて食育について定義を示したのは平成18年度中央教育審議会審議経過報告です。食育という概念を明確に位置づけ、学校での取り組みとともに、家庭、地域との連携を推進した取り組みを行うこと、給食の時間を食育の重要な機会の一つとして積極的に活用すること、関係する教科等における食に関する指導において、学校給食を教材として積極的に活用することなどを述べております。

さらに、平成20年度中央教育審議会答申には、食育は学校の教育活動全体で取り組むことが重要であると盛り込まれ、新学習指導要領の中に大きく位置づけされております。食育の基本は家庭にあることはもちろんでございますが、その家庭の教育力が低下している現在、教育現場での取り組みは一層重要になっていると思います。

そこで、教育現場における食に対する教育はどのようなことが行われているのか。また、学校給食における地場産品の利用状況についてお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものであると、そのように考えております。

しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、子供たちに食生活の乱れや健康に関して懸念される事項、例えば朝食欠食などの食生活の乱れ、一方で肥満傾向の増大、過度の痩身などが見られるところであり、また、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されているところでもございます。

このように、望ましい食生活の形成は、今や国民的課題となっております。特に成長期にある子供たちにとっては、健全な食生活は、健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要であると考えております。

子供のころに身につけた食習慣を大人になってから改めることは非常に困難なことと思

います。このため、成長期にある子供たちへの食育は、健やかに生きるための基礎を培うことを目的としております。

また、食を通じて地域等を理解することや、失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することが重要となってきた状況であると、そのように思います。

教育現場における具体的な食育教育については、学校教育課長の方から答弁させます。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） それでは、教育現場における食に対する教育につきまして、補足して答弁いたします。

町長が答弁しましたとおり、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れや肥満、痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。

また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも大変重要でございます。

こうした現状を踏まえまして、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、平成17年に食育基本法が、平成18年には食育推進基本計画が制定され、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっております。

文部科学省では、栄養教諭制度の円滑な実施を初めとした食に関する指導の充実に取り組み、また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めているところでございます。

利根町では、児童生徒、それから、保護者、教職員を対象に、食生活に関する調査を実施しております。特に気になる事例は、朝食を食わずに登校する子供や、起床するのが遅いため朝食を抜いてしまうことが習慣化された保護者でございます。このような事例の保護者には、家庭での規則正しい生活習慣が、子供の成長にとって非常に大切であることを理解していただき、協力をお願いしているところでございます。

次に、望ましい食生活の基本となる食事が学校給食です。各学校では、担任教諭による給食時の指導はもとより、食に関する年間指導計画を作成しております。そして、学校教育全体を通して食に関する指導を計画的に実践しているところでございます。

一例を挙げますと、食育の授業では、栄養教諭が朝御飯の大切さや、それをつくってくれる人に感謝の気持ちをあらわす手紙を書かせ、家族から返事をいただいたりして、食に関する指導を行っているということでございます。

また、肥満や痩身、食物アレルギー、偏食、小食など、さまざまな問題を抱えた児童生徒には、栄養教諭が個別指導を行ったり、保護者に対して助言をしたりしております。その他、献立表や給食だより等で学校への働きかけを行ったり、学校保健委員会やPTAの広報紙、給食試食会、親子料理教室などを活用して、食育についての啓発を行っている

ころでございます。

学校給食における地場産品の利用状況についてお答えします。

学校給食に地場産物を活用することは、児童生徒がより身近に実感を持って、地域の自然や食文化、産業について理解を深めることができます。また、食品を生産する人々の努力をより身近に感じ取ったり、顔が見え、話ができる生産者が生産した新鮮で安全な食材が確保できます。

現在の利用状況でございますが、利根町産では、米、もち米、米粉、みそ等を使用しており、茨城県産では、旬の野菜類などを使用しております。地場産米における米飯給食は週に4回ほど実施しており、地場産の「とね味噌」や米粉なども積極的に献立に取り入れております。これによって茨城県産を含む地場産物の使用が、品目数では約半分となっております。

家庭科の調理実習では、地場産の米粉を使用した調理が行われまして、生徒たちに地場産物への愛着が芽生えてきている、このように伺っております。

○議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

○1番（新井邦弘君） 今、回答の中でいろいろな事例が少し少ないような気がするのですよ。

確かに朝食を抜いている子供たちが多いと、それから、家族と一緒に御飯を食べている家族も少なくなっている、そういう中で、例えば利根町の広報紙とか、学校で発行している学校だよりとかありますよね。そういったところなどにも事例としては、今までおいしい朝御飯を紹介するページとかいろいろな方法論を、例えば教育委員会なり学校で、そういった話し合いはされているのですか、お伺いしたいのですが。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 話し合いは行っております。

それと、各教科と申し上げましたけれども、社会、理科、生活、家庭、技術家庭、体育、保健体育等の時間におきましても、食に関するものについて、この食育教育を取り入れております。

例えば、社会科の授業であれば、この地域の地形だとか風土、そういったものを教える際に、利根町のこの辺では農業が盛んで米をたくさんつくっている。そうすると、その地場産物を今学校給食に出して皆さんに届けているんですよというようなことで、その折に触れ、各教科の中でも取り入れて食育教育に取り組んでいるという状況です。

○議長（五十嵐辰雄君） 1番新井邦弘君。

○1番（新井邦弘君） 一生懸命、子供たちに対する食を教育するということは、とても今大事なことになっていると思いますので、これからも一生懸命、教育委員会がベースになりまして子供たちのために頑張っていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） ただいまの新井邦弘君への答弁でございますが、学校教育課長から答弁の訂正がございます。

学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 先ほど答弁した中に、その他献立表や給食だより等で「学校」への働きかけを行ったりと私答弁したようなのですが、「家庭」への働きかけの間違いでございますので、ご訂正の方をよろしく申し上げます。

○議長（五十嵐辰雄君） 以上で新井邦弘君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 6 分休憩

---

午後 1 時 4 0 分開議

○議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8 番通告者、11 番白旗 修君。

〔11 番白旗 修君登壇〕

○11 番（白旗 修君） 8 番通告、白旗 修でございます。

私は、大きい質問を二ついたします。最初に一番大きい1番の（1）をここで質問をいたします。あとは自席で行います。

1、第4次総合振興計画第4期基本計画についてお伺いします。

町は、この3月末までに第4次総合振興計画第4期基本計画を策定しようとしております。この内容と策定の進め方について伺います。

1 番目、まず、総合振興計画とは何か。それに基づく基本計画とは何か。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

総合振興計画とは何か、それに基づく基本計画とは何かとのことでございますが、地方公共団体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施していく役割を担うものとされております。

急激な経済や社会の変動にあって、町民の皆さんの負託にこたえて地域行政経営の任務を適切に果たすために、将来を見通した長期にわたる地域行政経営の基本方針を確立していくことが必要であると考えております。

総合振興計画基本構想は、本町のあるべき将来像と土地の利用構想を明らかにして、具体的な諸計画の基本となるべきものと思います。

また、基本計画は、基本構想に示されたあるべき将来像などを実現するために必要な手

段、施策を具体化して進めるため計画であると考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） ご答弁のとおりかと思いますが、つい最近、2年ぐらい前だったと思いますが、この総合振興計画はそれまでは、あらゆる市町村、基礎自治体がつくらなければならないものとして地方自治法第2条第4項で規定されておりました。ところが、たしか2011年だと思いますが、それは必要なくなったと、法的に市町村がつくる必要がなくなっているわけです。それはご存じかと思いますが、なぜつくる必要がなくなったか。少なくとも自治法でそれをつくらなければいけないという部分を削除したか、改めたか、町長はどうお考えですか。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 4期基本計画ですけれども、この計画に沿って、これはあくまで基本ですので、例えば福祉であれば地域福祉計画とか、また道路であれば3年から5年の基本計画に沿って下部で計画していくわけですから、そのための基本ですので、私は国で基本計画をつくらないでいいと言っても、基本計画がなければ先に進みませんので、そういう点では今後も基本計画は必要であろうと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 一応そういう言い方もできようかと思いますが、基本計画の前に基本構想というのがあるんですね。基本構想があつて基本計画があつて、そして実施計画もあるということです。

ちょっと私の質問に戻って、なぜ法律でつくる必要がないとなったか、これは少なくとも表向きの理由は、今回の議会でも出てきましたけれども、地域主権改革、つまり本当の地方分権を遂行するために地域主権改革ということで、いろいろなところで地域自身が主体的に考え、決定、実行をすると、こういうところをやろうとしているわけですね。だから、そういうことで国のお仕着せで地方自治法第2条でそういうことをつくれということはやめたのです。

もう一つ、これは私は前から言っていますけれども、ほとんどの市町村の基本構想、振興計画、基本計画、これが簡単に言えばコンサルタントにつくってもらったものを土台にスタートしているという部分がある。つまり、実態が必ずしも計画として成果が上がっていないという状況があるからであるということをご承知かと思います。

それで、私たちのこの利根町の総合振興計画、3月末日まで第3期ですね、第4期が4月からということで、昨年以來、基本計画の審議会があつて着々とその内容を詰めてきているわけですが、この基本計画にプラスして実施計画というものが、この利根町にはないのですが、なぜないのか、ちょっと教えてください。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 実施計画についてのご質問でございますけれども、利根

町についても、平成24年度まで、今年度まで5カ年の計画をつくってございます。今後は3カ年に期間を短縮しまして作成するというので、現在、作成中でございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） お金の計画というのを初めて聞きましたけれども、お金を計画するのが予算なんです。計画を金額表示したものが予算なのです。ですから、それ以外に何かお金の計画を立てている、細かいレベルで資金繰りの計画はあるでしょうけれども、そういうレベルでなくて予算を立てる前の実施計画、これがつくられることが基本です。

わかりやすく言いますと、建物、家をつくるときに大きな構想、そしてそれに基づく間取りなんか我々がつくりますね。それをさらに細かく詳細に部屋を決めて、寸法を決めてやっていって、それで初めてお金を払ってどういう材木を買う、使うか、大きさ、寸法、太さ、いろいろありますね。そういうところが具体的に決まらなないとお金は使えない。つまり、基本計画というのは非常に粗いレベルの計画なのです。もう少し大工さんがその計画を見て、どういう材木を買ってくるかということが出来るレベルのものが実施計画と言います。それがつくられていません。そうでしょう。いかがですか。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 先ほどちょっと言葉の発言が悪くて誤解された部分があるかと思えますけれども、平成24年度までは5カ年の実施計画というものをつくりまして、重要事業について、そこに掲載をして実施してきた経過がございます。

今後は、5カ年ではちょっと長過ぎますので、3カ年ということで、2年間短くしまして3年間の基本計画を行っていく上での、もっと具体的な事業計画を3カ年事業計画ということで現在作成しております、それは毎年度、1年ずつ見直しをしていく、ローリングしていくということで、今、行っております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 私はそういう実施計画に相当するものを、少なくとも議会に入ってから見せていただいた記憶がありません。

予算というのは、実施計画をお金に変えたものが予算なのです。そういうものがしっかりできないと、本当は予算はできないです。今なぜ予算ができていくかという、前年度踏襲でやっている部分が非常に多いからなんです。

本当に予算というものを、地方自治法第2条の第14項で言うように、昨日も出ましたけれども、最少の経費で最大の効果を上げるということのためには実施計画をしっかりつけて予算を立てなければいけないのですが、私はそれをやっているようには思えません。それはそれでいいでしょう。

それからもう一つ、今、第4期計画は完成したのでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 4期基本計画につきましては、先ほどから議員もおっしゃっているとおり、3月中に作成するというところで詰めております。

先月の28日に4回目の審議会が開催されまして、答申案については合意をいただきました。また、計画の表現の中で簡素化した方がいいんじゃないかとか、あと施策の体系をもう少し省略してわかりやすくした方がいいんじゃないかとか、ページを打った方がいいんじゃないかということで、町民の方が見たときに見やすい計画にした方がいいというご意見が出まして、最終的に今、その詰めを行っているところでございます。

3月中には完成する予定でございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 先ほどから申し上げているように、実施計画があつて……今、4期計画をつくりつつあるわけですね。これは平成25年度から28年度までの4年間ですね……5年間、では29年度なわけですね。

しかし、今、申しましたように、25年度から実行する基本計画であるならば、今は予算がその前にできているのですね。これ、おかしいわけですよ。私が言うように、予算というものをちゃんと大きな計画から具体的な計画にブレイクダウンして、細かく砕いて、そしてこの部分にはこういうお金が要するというのが予算なのです。本当の立て方が予算の立て方、少なくとも企業ではそうしておりますけれども、その4期計画ができる前に予算ができているのですね。これ毎年のお話なのですけれども。

つまり私が今言いたいことは、なぜ自治法の2条でそういう総合計画をつくる必要がない、振興計画をつくる必要がないと言っているのは、有名無実の単なる絵そらごとでしかないからという部分がある。これは、法律の上ではそういうことを言いませんけれども、地方自治体の多くの人たちが内心そう感じている人が多いことも事実です。

要するに、今やっている4期基本計画というのは作文でしかないのです。だって、25年度予算に関係なくつくっているんですから、おかしい話です。少なくとも26年度、27年度の話は別ですけれども、これからの年度、直近の年度に関係なく4期計画が後からつくられつつある。まとまっていない。そういう計画というのは問題があるということです。

ですから、そういう絵そらごとの計画をつくることを、今後続けるべきではないと思いますが、いかがでしょうか、町長にお聞きしましょう。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 4期計画は25年から29年までですけれども、要するに予算化に関係なくこの4期基本計画、今はまだ案ですけれども、これに沿って、先ほども申し上げましたけれども、福祉で言えば地域福祉計画とか、そういうものは24年度中につくって、それで25年度からスタートするように、すべてなっております。

ただ、予算づけをしなければならぬものは、そうなっておりません。

先ほど秋山企画財政課長が言ったように、今までは基本計画に沿って実施計画も5年で

やっていたのですけれども、今は時代の流れが早い。社会の流れが早いということで、それを5年のものを3年サイクルにして、しかも1年、1年ローリングして見直してやっているということでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） もちろん別途そういう福祉計画とか、これは大体厚労省あたりからそういう基本のものができて、それに準じて利根町用につくり直している部分があるのは知っております。それによって予算を立てているんですよね。それはそれでも結構なんですけど、だったら、基本計画に関係なくやっていることですから、私が言いたいのは、基本計画が本当に役に立っているんですか、そんなことのためにむだなお金を使う必要はないんじゃないですかというのが私の言いたいことなんですけれども、やる以上は、計画と予算とがリンクしていくものでなければ、全く意味がないのですね。そういうことを申し上げたいのです。

次に、今つくっている4期計画と、前にあった3期計画とどこがどう違うのか教えてください。同じですか。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

4期基本計画が3期基本計画とどのように違うのかということでございますが、そのねらいや特色というご質問にお答えをいたします。

4期基本計画の策定に当たりましては、平成10年度の基本構想スタート以降、15年が経過していることもあり、3点の見直しを行っております。

まず、1点目が施策の体系の見直しでございます。

この施策の体系については、1期基本計画の策定時に示されたもので、これまでの3期15年の間に少子高齢化の加速や地方分権の進展、また、2011年3月11日に発生した東日本大震災など、町を取り巻く環境が大きく変化しています。

このことから、4期基本計画では、これまで使用してきた施策の体系図の見直しを行い、今後5年間に町が取り組む施策や事業の体系を再構築しております。

この見直しにより、基本構想で示した五つの施策の大綱を、4期基本計画では五つの基本方針として位置づけることとし、その基本方針を支える基本施策、基本事業を体系的に示しております。

次に、2点目は、各施策における指標の設定でございます。

こちらは、計画期間における施策の進捗状況と成果をわかりやすく示すため、4期基本計画では、各基本施策に位置づけられた施策ごとに指標の設定をいたしました。

この施策の指標は、平成23年度の現状値と、平成29年度の目標値を比較することにより、これから町が取り組む方向性を具体的に示すことがねらいとなっております。

そして、3点目でございますが、協力・役割分担の明示でございます。

本計画で示した施策や目標の達成に向け、町民と行政とがそれぞれの役割分担を認識しながら、協働のまちづくりを推進していくため、各施策における町民の協力・役割及び行政の役割を明示しております。

以上の3点が、現在策定中でございます4期基本計画のねらいと特色となっております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 3期計画と4期計画、方針というところは、その下の部分は違うところがありますけれども、私は基本的に同じだと思います。中身はほとんど同じですね。

それで、第4期計画を、議会側から要求し閲覧をするようにしてもらいました。我々にも配るようにしてもらいました。それで見ましたけれども、4期計画にも前提となる基本構想の部分もあるはずなのですね。それは3期計画のところに書いてあるものの基本構想と第4期の基本構想と中身は同じなのではないでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 4期基本計画の作成におきまして、3期基本計画の作成時と同様の基本構想でございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 私は第3期基本計画のときに、やはり議会で何か指摘したつもりでいるのですが、議事録を読んでいただければわかりますが、そのころ平成21年になりますか、そのころに将来人口がずっと1万8,000人という数字か並んでいたのを覚えています。私は、これから先、1万8,000人という前提で計画を立てるのはおかしいんじゃないですかということをした覚えがあるのですが、そのときやはり企画財政課長ですけども、そのとき何もお答えがなかったのですが、今でもそれでいいと思って、それをそのまま使っていらっしゃるわけですか。

時代がいろいろと変化してくるからというお話もちょっと出ましたけれども、どうなんですか。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 3期基本計画の見直しのときに、当初の基本構想で示されておりました人口フレームが、最初3万人で平成32年に3万2,000人ということでございました。それを余りにも現実と乖離しておりますので、3期基本構想のときに見直しをして1万8,000人と設定させていただきました。今回も同様の基本構想の人口フレームでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） その辺が大体おかしいのですけれども、その中身の話は今はやめましょう。

もう一つ大事なことは基本計画の、これは図書館などにも置きましたね。パブリックコ

メントのためにやったわけですね。簡単にイエスかノーか。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 利根町には現在パブリックコメントの制度はございませんので、町民の皆様方のご意見を提案していただくために、各施設に計画案を設置していただきまして、町民の皆様等のご意見をちょうだいしたところでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） パブリックコメントという言葉を使わなくても、そういう条例がなくても、要するにさっき新井議員も言うておりましたけれども、本当に住民参加の行政ということであれば、そういう条例があろうとなかろうと、積極的に住民にどうなんですかともっと幅広くやらなければいけないのですけれども、図書館とここの1階と、あと公民館とか、そういうところにしか置いていないですね。

もう一つ大事なことは、この部分しか置いていないのです。基本構想しか。これだけですよね。私がさっきから言っているように、4年前のものを、我々でさえ見ないとわからないものを、基本構想があって、そして基本計画があってという、その部分を省いて審議会ですらやったというこの部分だけをぼんと出して、何日まで、2月5日までご提案があれば、ご意見があればと、こういうやり方が本当に住民参加を考えているやり方でしょうか、町長。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 公民館、図書館、庁舎、それぞれに置いて閲覧をしていただいて、皆様のご意見をいただいたということでございますし、また、この4期基本計画を策定するに当たりましては、無作為に2,000通のアンケートを発送しまして、約5割弱ですけども、そのアンケート結果も参考にして、この基本計画をつくるに当たりまして振興計画審議委員会の中で審議員の皆様にご審議いただいたと、そのように認識しております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） アンケートは3期基本計画のときにもとっているわけです。それは、今回のアンケートは前年度予算で組んでいるようですね。今回は審議会等の会議のための予算がついています。それから、印刷用費用もあります。こんな印刷費用はぜひ使わないでほしいんですけれども。

今おっしゃっているようなことですが、全然住民参加になっていないのです。3番目の（3）で今言おうとしていることですが、本当に今までの住民を集めての審議会、委員会、私は大分前から、特に議員になってから公募という仕組みでやるべきじゃないかと言っていますが、相変わらずやらない。やれないのか、やらないのか、お答えください、町長。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 委員の公募、これは今回もやっておりますので、今後、そうい

う住民からの要望が出れば公募もしていくのもやぶさかではないと、そのように考えます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 住民から出てくればというのが大体おかしいですね。本当に新井議員が言っているように、住民参加の仕組みをつくるというなら、こっちからやるべきではないでしょうか。その辺が非常におかしいと私は思います。

それから、中身のこともいろいろ申し上げたいのですが、1点、中身も今おっしゃっているように工夫はしていると思いますよ。現状と課題、それから、それに対応して町民は何を役割として期待されているか、行政は何を役割として期待されているか、それぞれにそういうまとめ方そのものは、私はいいと思っております。

だけれども、現実にその役割というものをどこまで果たしているか、果たそうとしているか、これが実は大変問題に思っております。いろいろ事例をピックアップしてみたのですが、時間がありませんから一つだけやっておきましょう。

この基本計画の基本方針5というのが、町民による明るいまちづくりというのがあるんですね。施策、基本事業は地域活動の活性化支援、まさに新井議員がさきの質問でしていることと同じことでもあります。行政の役割と住民の役割は一応省略しましょう。

行政はどういう役割か、いろいろ書いてあるのですが、この中に転入者や自治会未加入者は自治会加入を啓発する、これが行政がやることになっています。役割だと、少なくとも自覚しているようですが、本当にそういうことを一生懸命やっているのか、これ関係課の住民課、お答えください。

○議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

○総務課長（師岡昌巳君） 転入者等につきまして、総務課の方へこの自治会長の問い合わせ等がございますので、総務課としては、その問い合わせ等があったときに自治会長等の紹介、また自治会への加入等をお願いしてございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 私が、私の住んでいる団地の役員に聞きましたところ、何もしてもらっていないと答えております。私もそう思います。

昔からお住まいになっている、つまり30年以上前から、いわゆる旧の集落、町内の方々には余り多くはないかもしれないけれども、いわゆる団地が30年ぐらい前からできましたね。この団地では自治会に入らない人がいて、どうすればいいかと悩んでいるところがいっぱいあるんです。最もひどいところは、これはどうせわかっていることですがけれども、四季の丘など半分くらいしか入っていないですね。今、私はニュータウンにおりますけれども、ニュータウンでも加入率が下がってきております。それで、自治会に入らないといって役員が困っています。

そういうことについて、積極的に、例えば転入の窓口である程度言っているのかどうか、ちょっとわかりませんが、少なくとも役場の効き目があって自治会に入りますとい

う話は、私は聞いたことがありません。幸いにして昨年とてもいい制度ができたのです。まちづくり推進課がやっている空き家条例で、自治会に入ること条件に空き家の補助をやりますとやったら、みんな入っているのですね。それは、だれだってお金の補助をもらえるから入るわけですから、そんなことなのですね。

今までずっと自治会のそういう悩みは知っているはずですが。公の広報とねとか、ああいうものを自治会に入らない人にどうすればいいか、そういう相談を何回も受けているはずですが。それ以上のことは何もしません。それでやっていることになるのでしょうか。総務課長、お答えください。

○議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

○総務課長（師岡昌巳君） これは大変難しい問題かと思ひまして、強制的に自治会加入というのは、行政としては個人にはなかなか言いづらいところがございますので、積極的と言われると、そこまでは言っていないというのが実情でございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） そういうことがいっぱいあるのです。いろいろな基本方針の中にある住民の役割というのは、効率的に公共交通のことを一生懸命やりますと書いてあるのです。でも、私が何回も言っているように、風を運んでいるバスがありますね。何回も言っているけれども、直らない。それで、交通弱者のために一生懸命頑張っています、頑張ることにしますと、少なくとも役割には書いてあります。やっていないんです。そういうことを書いて、しかも予算と関係なく書いて、しかもこれは、この形にまとめるのに70万円ぐらいのお金がかかるわけです。これは全住民に配らないわけです。お金が大変ですから。じゃあだれに出すか、視察に来た人に渡しているんですね。そういうことで、こういうむだをしているのです。

だから、私はむだなことを今問題にするのではなくて、本当に基本計画というものが予算と絡み合っているいい計画ができていれば、実施計画がつくられて、それならやってもいいんです。そういう絵そらごとのつくりごとのものは、お金がむだですからやめたらどうですか、そういうふうに申し上げたいわけです。

少なくとも、それを今度は改善しようということをお答えとしてお聞きしたい、町長、一言言ってください。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） この4期基本計画を作成するに当たり、アンケートを先ほどとったと申しましたけれども、この中でも一番の上位にあるのは、やはり移動の足というんですか、それが一番の上位にあるということで、そんな中で空気を運んでいる云々とおっしゃいますけれども、それだけ住民の方は足に、要するにバスに期待していると、そのようにアンケート結果では出ておりますので、町内のバス、前にも申しましたけれども、前には一方通行でもあったものを、今度はA、B、八の字に回るようにして、陸送法の改正が

ありましたので、どこでもとまれるように改正したり、住民の方に利用しやすいような改革はしているところでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 個別のバスの話ではなくて、基本計画を、そういうことでもう少し考えたらどうでしょうかということをお願いいたします。

それからもう一つ、4期基本計画、これは課長及び課長補佐レベルの方々が延べ、私の試算では相当数出ています。何百時間になっています。これは職員の人件費換算で、その部分だけでも200万円ぐらいかかっています。だから、その間接費を入れると毎回300何十万円もかけているんですね。そういうむだなことはやめていただきたいのですが、今後、この基本計画をつくるということについて、済みません、もう1回改善をしていくということかどうかお聞かせください、町長。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 今回4期の基本計画が平成25年から29年までということで、先ほど申し上げましたとおり、実施計画については3年に短縮して毎年ローリングして1年ごとに見直していくということで、今後ともこの基本計画がないと先に進めませんので、基本計画を立てた上に福祉計画なり新型インフルエンザ対策なり、この基本計画の中に入っていますので、これに沿って下部の計画を立てて、それに沿ってまた住民福祉の向上、また住民のために何をやればいいのかということを決めていかないと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） ローリング方式でやるとおっしゃっていますから、来年度の計画を見直すときには、予算を組む前に我々にも見せていただきたい。これは予算が議決事項である以上、実施計画も議決事項であるべきだと私は思っています。

以上、これにつきましては終わらせていただきます。

ちょっと時間が足りなくなりましたので、続きまして、大きい2番目の件についてお伺いしたいと思います。これは教育そのもののお話ですので、たまたまきょうは指導室長がおいでになっておられますので、ぜひ実態を踏まえたお答えをお願いしたいと思います。

まず大きな1番ですけれども、町の教育委員会は、利根町の小中学校教育における大きな課題は何であるとお考えか、あるいはないとお考えなのか。

あるということ、また、あるとすればどうなのか、どのようなところがあるのか、どのように解決しようとしているのか、それにつきましてお答えをお願いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 指導室長仲田義弘君。

○指導室長（仲田義弘君） それでは、白旗議員のご質問にお答えいたします。

利根町の小中学校教育における大きな課題でございますが、町の学校教育における大きな課題は本当に山積しております。伊藤教育長は、日ごろから教職員には「鳥の目」と

「虫の目」で教育課題を探り解決してほしいと話されておられます。

まず、利根町の教育課題を「鳥の目」となり大空の高いところから見ると、いろいろな課題が見えてきます。利根町の未来を担う子供たちを育てるためには、生きていく上での基礎・基本となる力を育てる教育の展開が求められています。利根町教育委員会では、知・徳・体のバランスがとれた児童生徒の育成を目指し、次の5点を大きな課題としてとらえています。

一つ目は、確かな学力を身につけさせる教育。二つ目は、豊かな心をはぐくむ教育。三つ目は、健康や体力をはぐくむ教育。四つ目は、社会の変化に対応する教育。五つ目は、自立と社会参加を目指す特別支援教育でございます。

要するに、新学習指導要領に示された「生きる力」、すなわち「確かな学力、豊かな心、健康な体」の育成が全国共通の課題として見えてきます。知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育てるという方向性については、私も同じ考えでございます。

次に、大空から見た教育課題を克服し、教育の成果を上げるためには、もう一つの目が必要であります。それが「虫の目」であると話されております。これは、草花の間の地面を動き回っている「虫の目」で見ると、世の中がどんどん変化しているのが見えてくるということです。

携帯電話によるトラブルや朝食をとらない児童生徒、体罰やいじめの問題、教職員に目を向けると「心の病」が年々増加しております。不登校の児童生徒がいれば、それぞれに個の対応が必要となります。子供たちの抱える課題も多様化しているなど、一人一人に寄り添って聞いてやる指導の重要性が増しております。

教育長の言うところの「虫の目」だからこそ見える、地面に接したところの課題、この課題へのアプローチをなくしては、教育の成果は上がらないと考えております。

子供たちの生活実態や現場の教職員のチームワーク、家庭・地域との連携など「虫の目」になって再度足元を総点検し解決に当たりたいと、このように考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） この知・徳・体と申しますのは、これはごもつともな話で、日本じゅうそれを目指しているでしょうし、多分世界じゅう同じだろうと思います。もう少し具体的に、余り細かいのも困るでしょうけれども、二、三の例でも結構ですが、課題としてどんなものがあるのか、もう少し具体的なところで教えていただきたい。あるいはそれをどう取り組んでいくか、お願いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 指導室長仲田義弘君。

○指導室長（仲田義弘君） 具体的に申しますと、今、私が各学校を訪問して、教職員の方に言っていますのは、児童生徒一人一人とどのように向き合っていくかと。児童生徒一人一人の実態を学力面ではどうか、それから、生活面ではどうかを「よく見てほしい」と、そういうふうに指導しております。

そして、児童一人一人を、生徒一人一人をどこまで伸ばしてあげられるかということ、教職員の方に言っております。

なかなか向き合う時間がとれないということですので、教育委員会としては、向き合う時間をなるべく確保してあげようと、業務の効率化を図っております。

それから、あとお互いの情報を共有するために、ことしは授業力の向上ということで、授業研修を約13回ほど実施しまして、お互いの学校の先生が見られるということをやっております。

それから、やはり一人で抱えないで校内の組織体制づくりの支援ということもやっております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 一人一人に向き合う、本当に大切なことだと思います。

では向き合っとう、その一人一人を教育していくか、伸ばしていくか、これが非常に大きな問題でございます。

私は12月の議会でも学校教育の問題について取り上げました。二つテーマを提出いたしました。個性を伸ばす教育をどうやっているか、それから、時間がなくてできなかったのですけれども、考える力を伸ばす教育は具体的に何をやっているんですかということでしたが、考える力の方は時間切れでできませんでした。個性の伸ばす教育で、私自身がいろいろと関係しておりましたので英語教育について例として申し上げましたけれども、今のALTを使って小学校などでやっている英語教育は果たして成果があるのか、中学校でやっている英語教育も果たして成果があるのか、語学教育で言えば四つの機能をしっかりと伸ばすことが大事であって、もちろん興味を持たせることも大事なのですが、そういうところが文部科学省が言うとおりに、私から言わせると、ただやっているに過ぎない。一つの科目ですが、そういうところがしっかりできていない。

龍ヶ崎市役所では、民主党時代に大変有名になりました業務の洗い出し、悪いものがあるか、こういうことかと……〔「事業仕分け」と呼ぶ者あり〕そうそう、事業仕分けというのをやる。私はそういうことを昔からやっているのですけれども、こういうところではやっていません。龍ヶ崎市役所でやっているのは、いろいろなテーマでいっぱいやっているのですね。これ動画でやっているのですが、これを一つ見るだけでも1時間くらいかかるのですけれども、たまたま見ましたけれども、ALTは役に立たないんじゃないか、それから、ティーム・ティーチング、余り役に立たないんじゃないか、これは民間人から圧倒的にそういう声が出ている。

教育委員会は守る立場ですから、そういう発言はないわけですが、少なくとも要改善ということになっているのですね。私もそういうALTの使い方、あるいは語学教育の小中学校における、特に中学校で問題があると思っておりますが、そういうところの一つの、例えば学力を伸ばすんだったら、各科目ごとにどう個性を伸ばしていくか、できないなら

できないなりにフォローアップをしっかりとやってあげるとか、そういう仕組みがどこまでできているのか、それが私は実に気がかりなのですが、ちょっとだけお答えいただきたい。

○議長（五十嵐辰雄君） 指導室長仲田義弘君。

○指導室長（仲田義弘君） A L Tの授業の様子ですけれども、私も小学校、中学校を訪問しまして授業の様子を見ました。

授業の様子を見ますと、小学校の1年生から4年生まで英語活動というのをやっているのですが、実に子供たちが生き生きとした表情で、楽しそうにあの授業をやっているところを見ております。

それから、アンケート調査でも90%以上が楽しいと答えていることから、私は効果が上がっているのかなとは考えております。

それから、あと中学校においても、アンケート調査でも正しい発音が身につくと、それから、発音の楽しさが身についたと、教員にとってもすごく正しい発音を言ってくださるのでとても参考になるということで、効果が上がっていると思います。

確かに白旗議員がおっしゃるように、各教科で一人一人の子供たちをどこまで高めてあげるかということをしっかり把握しまして、取り組みをまた指導していきたいと思います。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） それが具体的に形にあらわれるようにしてほしいですね。

勉強というのは楽しいうちに身につけば一番いいのです。でも勉強という言葉は、ご承知のように、「勉（つと）めて強（し）いる」ところがあるんですね。勉強というのはつとめて強いるんです。つとめて強いることによってレベルが上がるというのは、野球の世界でもスポーツの世界でも同じなんです。楽しくやるところばかりで、しかもその結果を、成果をちゃんととはからないという仕組みに今はなっていると思います。その辺を反省をしていただきたい。

それから、英語に限りませんけれども、いろいろ科目につきまして、体育も含めまして、やはりこの町の中にそういうことを経験してきた人はいっぱいいるわけですから、そういう人たちを本当に議論の場に引き込んでよりよいものをつくっていくという工夫が、教育委員会としてしっかりとやっていただきたいと思っております。

それともう一つの科目別ではないのですが、これもほかの教育委員会などではよく言われて実際やっているところがありますけれども、小中一貫教育ですね。この町は人口が非常に小さい。幸か不幸か統合もありましてよかったと私は思いますけれども、統合もありまして中学校1校、小学校3校、非常にこじんまりとしてまとめやすい学校区ですよ。その中で小中一貫ということをやることによって、小学校、中学校共通の教育観、あるいは指導観、そういうものに基づいて小中学校の先生がお互いに、今も少しやっぴりやるようすけれども、もう少しそれを大胆に、それから、児童生徒もそういうところで啓発し合えるような、助け合えるような、そういう小中一貫校ということも、この小さ

い自治体だからこそできるのではないかと思うのですが、そういうことは今までご検討になっておられるかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（五十嵐辰雄君） 指導室長仲田義弘君。

○指導室長（仲田義弘君） 白旗議員がおっしゃられる小中一貫教育ですけれども、今、利根町の方では小中連携推進事業というのをやっております。確かに4校になりましたので、学力の面、それから、心の面、それぞれの面で小中連携した教育を進めております。

さらに、来年度は進めて強化を図っていききたいと考えています。

あと、幼保小の連携等も視野に入れながら、また考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） 今、文科省から小学校は標準何時間、何講時、それから、中学校は何講時というぐあいに決められているわけではありますが、若干それを超えてさらに時間をとっていく例もございます。

手元に持ってきたはずですが、東京都の品川区の教育委員会を初め、非常に教育に熱心な、主体的に活動している委員会もあります。例えば品川区の場合ですと、小中一貫教育を9年生にしてやって、それで文部科学省が言う時間よりも300時間ぐらい多く授業時間をとっているんですね。

今度アベノミクスというか、安倍政権になって教育についても改革をしようとしておりますけれども、いずれにしても政権がどうであろうと、どういう教育をやるべきか、どういうことが必要ではないか、そういうもっと大事な根幹のところを教育委員会としては検討していただきたいのですが、今までそういうことで時間割、あるいは教科担任制、そういったことをどこまで一生懸命お考えになっておられたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（五十嵐辰雄君） 指導室長仲田義弘君。

○指導室長（仲田義弘君） 今、白旗議員がおっしゃられた小中一貫については、確かに品川区の小学校の様子、これは教育長が見学に行っております。

あと、つくば市で今やっている小中一貫教育があります。これも私も実際に行ってきました。そういうところのよさをぜひこちらに取り入れてみたいなど、検討していきたいと思っております。

それから、教科担任制の方ですけれども、今、小学校の方では理科とかほかの教科で担任制を取り入れております。今年度は文間小学校の方で理科の教科担任制、それから、布川小学校の方でも算数、それから、英語、それから、理科の教科担任制を取り入れまして、中学校でもすぐ子供たちがすぐ対応できるような取り組みをしております。

○議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

○11番（白旗 修君） ありがとうございます。

とにかく、今の利根町の義務教育と申しますか、小中高教育が万全であるとは言えないように私は思います。皆様方もご努力をなさっていると思いますけれども、やはり教育問題につきましてももっと、教育委員は教育長も含めて4人ですか、5人おられますけれども、教育委員会がそういう方面で積極的な活動をされているようには、私には見えません。もう少し、品川区まで行かなくても、あるいはつくば市まで行かなくても、もう少し民間の人も含めて、教育のあり方を議論していいものをつくっていくようにご努力をお願いしたいのですが、従来の教育委員を何年も何年もやっていらっしゃる方がいます。それはそれで結構ですけれども、もっと民間のあれも入れて、今言っているような根幹にかかわる問題を議論していく仕組みをつくっていくということを、教育長でないお立場ですが、個人的にそういう方向でお考えいただけるかどうかお聞きしたい。

教育長にお伝えしていただきたいのです。

○議長（五十嵐辰雄君） 指導室長仲田義弘君。

○指導室長（仲田義弘君） 私がここで言える立場ではありませんけれども、教育長等と相談しながら検討したいと思います。

○議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

---

午後2時55分開議

○議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告者、2番花嶋美清雄君。

〔2番花嶋美清雄君登壇〕

○2番（花嶋美清雄君） 皆様こんにちは。9番通告、2番花嶋美清雄でございます。いつも傍聴に来ていただき、まことにありがとうございます。

あと3日で東日本大震災から2年がたちます。被災からの復興は進んできましたが、まだ完全とは言えません。原発による農作物への風評被害など、解決しなければならない問題は山積していると思われまます。また、今後、大きな震災が万が一起きたための、町として避難場所や食料等の備蓄について、町民がわかるようにしておくことも大事なことでございます。4月になれば小中学校には新入生が登校してくるようになります。子供たちが安心して学べる環境をつくっていただけたらと思っております。遠山町長、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせてもらいます。

今回の一般質問は大きく四つの質問をします。竜ヶ崎保健所からお借りしてきたパネルもありますのでわかりやすいのではないかと思います。それでは1番目の質問をします。これは竜ヶ崎保健所から借りてきたパネルなのですが、後で自席でまた拝見してい

たきます。

1、健康増進法第25条第5章第2節、受動喫煙の防止。第25条についてお伺いします。

健康増進法（2002年7月26日可決成立、8月2日公布、2003年5月1日施行）第5章第2節、受動喫煙の防止。第25条「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とあります。

受動喫煙は、現在研究が非常に進んでおり、健康にどのような影響を与えるかがわかってきました。日本生活習慣病予防協会によりますと、受動喫煙が原因となり発症する肺がん、心筋梗塞で年間約6,800人が死亡しているとの推計を、厚生労働省の研究が発表したそうです。

その他にも受動喫煙が原因となり高まるリスクとして、急性心筋梗塞など循環器疾患や妊娠・出産に関係した低出生体重児、乳幼児突然死症候群があります。インターネットで副流煙のリスクで検索すれば、さまざまな国の公的機関の研究結果とともに、今上げた以外の命にかかわる重要な病気を引き起こす可能性が、受動喫煙には存在することがわかりただけだと思います。

受動喫煙の問題点は、本人がたばこを吸いたいわけではないのに、呼吸とともに喫煙者のたばこの煙を吸い込んでしまう副流煙、受動喫煙でがんや、今上げた病気のリスクを非喫煙者が背負ってしまう点にあります。もはや以前のようにマナーや喫煙者の権利とってられないかもしれません。

さて、ことし2月17日に利根中学校で駅伝大会が行われました。喫煙場所がグラウンドや校舎の前に設置されていました。学校は敷地内禁煙です。これは健康増進法違反ではないかと思えます。

また、違法であるならば、子供たちの通う学校において、なぜこのようなことが起きたか、だれが喫煙場所の許可をしたのか、以上についてお答えください。

○議長（五十嵐辰雄君） 花嶋美清雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の、ことし2月の17日に行われた駅伝大会での2カ所の喫煙場所の件であります。例年どおりに学校は休校であり、一般住民が捨てるたばこの吸い殻で学校敷地が汚れてはとの思いで設置したもので、「だれが許可し、どうこう」ではなく、例年同様に設置したものであります。

しかし、今後は学校が休日であろうが、学校敷地内での喫煙は全日禁止とし、関係者な

どもご協力をいただくよう周知していきたいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） 町長のありがたいお言葉、ありがとうございました。

なおさら、子供の健康を守るために、ぜひともお願いします。

（パネルを示しながら）パネルをせっかく借りたので、「目をそらせてはいけないたばこの本当の姿」というのがあります。一つ、がん、もちろんたばこによるがん。虫歯、肺炎腫、指の着色、たくさんあります。白内障、しわの原因にもなります。心臓病、骨粗鬆症、子宮頸がんと流産、胆石、バージャー病とかなりたくさんの方が含まれています。そこでまたお聞きします。

町内において、他の施設で灰皿等があるところはあると思いますけれども、それについて各課にお聞きします。この間、3月6日、7日に調べた結果をお話いたします。

利根町診療所、禁煙場所はありませんでした。利根町生涯学習センターは南側出入り口にありました。一つずつ答えていただきたいと思います。利根町生涯学習センターの担当課長、お願いします。南側に灰皿がありました。そのことについてどう思いますか。

○議長（五十嵐辰雄君） 花嶋議員の質問に対して、町長からトータルしてお答え申し上げます。

町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

いろいろ公共施設があるわけでございますが、その件についてトータルして私の方からお答えをいたします。

昨年9月の一般質問でもお答えしましたとおり、現在、国保診療所を除く町の各施設では、屋内は全面禁煙とし、玄関付近または駐車場などの屋外に喫煙場所を設けております。

受動喫煙、健康被害等が大きく問題視され、規制を強める必要がある一方で、日本たばこ産業株式会社の調査によりますと、平成24年の成人男性の喫煙率は32.7%、同じく女性の喫煙率は10.4%となっており、おおよそ男性は3人に1人、女性は10人に1人が喫煙しているため、この方たちの「吸う権利」を完全に否定することは難しいものと考えております。

玄関よりさらに灰皿を遠ざける、または撤去し全面禁煙にするなどの措置は、今後する予定はあるかという（2）番のご質問だと思っておりますが、今後、町では吸う人も吸わない人も心地よく過ごせるよう、喫煙場所は不特定の方が行き来する出入り口付近から、できるだけ遠ざけるよう各施設に指示をしてあります。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） 指示されたということですのでけれども、3月6日、7日に調べた結果を申し上げます。「指示された」ということはちょっと前ということですね。学習センター、南側の出入り口にありました。

利根町東部農村集落センター、待合室に灰皿がありました。

文間地区集落センター、これは喫煙場所はありませんでした。

利根町公民館、玄関前にあります。

保健センター、きのう終わってから行ったので、ドアはあいていましたけれども、自動ドアの内側にありました。

利根町図書館には玄関わきにありました。

すこやか交流センターにはありませんでしたが、同じ敷地の布川地区コミュニティセンターは自動ドアの内側にありました。きのうは休館日だったです。

柳田國男記念公苑、北側の門のわきにありました。これは門から本当に近いところにありました。

利根町役場庁舎、東側出入り口にありました。

利根町役場議会棟、東側2階出入り口非常階段にありました。これについても担当課の方にも答えていただきたいと思えますけれども、議会棟の2階にあります。それについてどうお考えですか。

町長は伝えたと、伝えたことが指示はしましたが、指示がそのとおりになっていないと、このことについてどう思いますか。

それと、担当課の方に聞きます。この町長の指示はあったと思いますが、灰皿等の距離を遠ざける、そういうことは、きのうおととい見たときにしていなかったです。これから遠ざけるのか、禁煙にするのか、分煙にするのかお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

○総務課長（師岡昌巳君） それでは、お答えいたします。

町長の指示でございますが、たしか水曜日の庁議のときにこの通達を出しております。その際、すべての公共施設について施設内は全面禁煙とすると。それから、役場庁舎につきましては、現在、正面玄関に設置されております灰皿等につきましては撤去して、現在職員が喫煙しておりますのは裏に1カ所とするということで、正面玄関の方は撤去するというので、張り紙等をして裏であるということを示しながら、撤去したところでございます。

それから、他の公共施設につきましても、灰皿につきましては正面玄関からなるべく離すよう、人の出入りのないところへ灰皿を設置するように通達したところでございますので、現在、それに向けて、その設置場所を移動していると思えます。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） 通達されたというお話を聞いてよかったと思いますが、灰皿、そんなに重くないものなので大至急行っていただきたいと思えます。

そこで、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課の方からいただいた書類があります。

受動喫煙防止対策について、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定された

受動喫煙防止対策については、「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付健発第0225第2号厚生労働省健康局長通知。以下「平成22年健康局長通知」という）及び「受動喫煙防止対策の徹底について」（平成24年10月29日付健発1029第5号厚生労働省健康局長通知）により、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示し、特に多数の者が利用する公共的な空間については全面禁煙を原則とした上で、全面禁煙が極めて困難である場合においても、「喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある」と施設管理者に求めているところであるという文書が流れています。

一刻も早く遠ざけてもらいたいと思います。

もう一度聞きます。分煙ということはお考えではないですか。

○議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

○総務課長（師岡昌巳君） 現在のところ分煙につきましては、その施設の整備等が多分多額の費用等がかかるとお考えですので、現在のところは分煙室という施設等につきましては、考えてはございません。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） たばこ税も結構納税されていると思いますが、たばこ税を使つての分煙、その税金で分煙室を一つずつつくるというお考えはありますか。

○議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

○総務課長（師岡昌巳君） 職員等につきましては、受動喫煙に対するいろいろな影響、そういったものを指導しながら、なるべく禁煙していただくよう、そちらの方で指導していきたいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） なるべく分煙という形に進めばいいと思っております。

この冊子は保健所からいただいた冊子です。「たばこが要らない、これだけの理由」つてあります。たばこが原因で日本では年間13万人の人が亡くなっていると示されております。一刻も早く禁煙の町利根町という感じでうたっていただければうれしいのですが、一つここに書いてあることをちょっと読ませていただきます。

たばこ病、喫煙が原因となる主な病気、先ほど言いましたけれども、3人に1人は吸っているということで、これ健康上よくないということで、一つ説明します。

全がん、確率1.6倍、たばこが吸わない人より吸う人、肺がん4.5倍、胃がん1.7倍、大腸がん1.4倍、心筋梗塞3.6倍、クモ膜下出血3.6倍、女性の場合ですが、肺がん4.2倍、胃がん1.7倍、早産・自然流産確率1.5倍、低出生体重児約2倍、これほどたばこによる病気が蔓延されています。一刻も早く分煙、禁煙の町を目指していただければと思います。

もう一つ、茨城県保健福祉部長の方からいただいた書類があります。

受動喫煙防止対策について、平成24年12月6日付で第1192-8号による、特に多数の者

が利用する公共的な空間について、原則として全面禁煙であるべきと国の基本方針を踏まえた対策の徹底に関し通知をしたところですよという文書があります。

いつも町長は、国がとか、県がということを言われておりますが、国の方からこういう指示が出されております。なおさら、利根町は住みやすい町として、今、もえぎ野台の方にも新住民がたくさん来ております。「禁煙のまち利根町」なんて訴えれば人口もふえるのではないかと考えているのですけれども、よろしくをお願いします。

あと、保健所の帰りに稲広の方に寄らせていただきました。たばこが原因の火災、これもちょっと調べました。平成14年、建物火災6件、林野火災2件、車両火災1件、その他の火災2件、平成14年度は11件です。過去11年間で85件、たばこが原因の火災件数がありました。ことしの初めに、たばこではないですけれども、2の方が亡くなっております。寝たばこ、それについて火災の原因になるので、それも含めて禁煙のまちなんて、町長に言っていただければ幸いです。

続きまして、2番、予防接種について。

(1) 予防接種についてお伺いします。

予防接種には無料で受けられる定期予防接種と費用の一部は県や町が負担する有料の任意予防接種があります。そして、国が定めた定期予防接種に麻疹、風疹、日本脳炎などがあります。任意の予防接種としてインフルエンザ、おたふく風邪、水痘、B型肝炎、23価肺炎球菌多糖体、沈降7価肺炎球菌結合型、A型肝炎、狂犬病、破傷風、インフルエンザ菌b型、ヒブワクチン、ヒトパピロマウイルス、子宮頸がん、ロタウイルスがあります。この任意予防接種についてお伺いします。

現在、インフルエンザは、予防接種にかかる費用のうち50%を町が負担しておりますが、個人の負担をゼロ%に。同様にたふく風邪の個人の負担を現在の50%からゼロ%に。また沈降7価肺炎球菌結合型は県が45%、町が45%負担しておりますが、個人の負担をゼロ%に。インフルエンザ菌b型、ヒブも県が45%、町が45%負担しております。個人の負担をゼロ%に。ヒトパピロマウイルス（HPV）、子宮頸がんも同様に県が45%、町が45%負担しています。個人負担をゼロ%のように、利用者が無料で受けられるようにするお考えはありますか、お伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、予防接種についてのご質問にお答えをいたします。

国は、平成22年度から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチンを任意接種として進めてまいりました。それに伴い、当町におきましても、23年2月から3ワクチンの接種助成（9割助成）を行っております。

さらに、この3ワクチンは、平成25年度以降は定期接種に移行されるため、今国会で予防接種改正法案が提出される予定となっております。

このほか、利根町独自の任意予防接種としましては、県内でも先駆けて小児インフルエンザ、おたふく風邪、水ぼうそう、高齢者用肺炎球菌などの一部助成を行っております。

さらに、平成25年度からは、新たにゼロ歳児の乳児を対象にしたロタウイルスも開始する予定でございます。このように任意予防接種の助成につきましては、積極的に取り組んでいるところでございます。

ただ、やはり受益者負担という観点もございますので、すべて任意接種の分に対して100%補助ということは、今は考えておりません。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） 新たに個人負担ゼロという定期予防接種ができたことは大変ありがたいと思います。

また、任意予防接種のうち、この間、保健福祉課の方でいただいた資料をもとにですが、B型肝炎、A型肝炎、狂犬病、破傷風について、これらも一部助成するお考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） まず、任意予防接種につきましては、町としまして乳幼児、小中学生、高齢者の方を対象に助成しているという状況でございまして、今言われましたA型肝炎につきましては、厚生労働省におきまして16歳以上の適用のため町では実施していないということでございます。

それから、狂犬病につきましては、日本では1957年以降、人にも動物にも発症されておりませんので実施しておりません。

それから、破傷風につきましては、今、乳幼児に行っています二種混合、三種混合、四種混合の中に含まれておりますので、現行のままでいきたいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） では、破傷風のことを学校教育課長にお伺いします。

学校で裸足でグラウンドを駆け回る、裸足での体育祭とかがあります。このことに対して、破傷風を学校教育課として予防接種等のお考えはあるかお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 今のところ考えておりません。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） できれば、破傷風、これは怖い病気なのですけれども、子供たちがいつ何時破傷風にかかる前に予防というのはやられるといいと思います。予防接種の町利根町と言われるように、これも町長にお願いしたいと思います。

続きまして、3番、学校給食におけるアレルギー表示に関してということで、先日、利根町ではありませんが、アレルギーを持つ児童が学校給食によってアレルギー反応を起こし亡くなるという事故がありました。利根町ではこのような問題が起こらないようにどの

ような対策をしているか、お伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 学校教育課長より答弁させます。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） それでは、ただいまの学校給食におけるアレルギー表示についてお答えいたします。

まず、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒に対する町の学校給食での対策でございますが、このような疾患を持つ児童生徒につきましては、各学校ごとに原因となる食品や症状、保護者からの注意事項等を詳しく把握しております。

これらの児童生徒には、給食の原材料を詳細に記入した献立表を各保護者に事前に配付して、保護者から児童生徒に配膳された給食から原因となる食品を取り除く指示を与えてもらう場合や、また、除去できないような献立の場合には、代替品を持参してもらうなどの対策をとっているところでございます。いずれの場合にも、学級担任の指導のもとで、給食当番や他の児童生徒の対処の仕方等にも十分注意を払っております。牛乳アレルギーのため献立から牛乳を停止している児童も数名おります。

各学校では、アレルギー事故の発生を未然に防止するため、栄養教諭を初め、給食調理員、担任教諭、養護教諭を中心に教職員等全員が共通理解を持ち対策に努めております。

また、学校給食ばかりでなく、調理実習や宿泊学習などの校外活動の際にも十分配慮をしているところでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） それでは、読売新聞の記事があります。

食物アレルギーの原因の食品ということで、今、課長が言った牛乳もあります。鶏卵38.7%、牛乳20.9%、ソバ2.4%、魚類2.5%、甲殻類3.9%、果物4%、魚卵4.3%、ピーナッツ4.8%、小麦12.1%、この記事をちょっと紹介します。

食べ物のアレルギーで死んでしまうこともあると聞いたけど本当。卵などを食べると、人によっては体にぶつぶつがあらわれるなどアレルギーが起きることがあります。症状が重い場合、アナフィラキシーという、吐いたり、息が苦しくなったりなど、急激な症状が出る場合があります。ひどくなるとアナフィラキシーショックを起こし、気を失い治療がおくれて亡くなることもあります。

こういふことで、万が一給食に含まれる、この間の事件みたいに含まれるアレルギーを起こす食材を生徒が食べてしまったとき、どのような対応をされるのかお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後3時32分休憩

---

午後3時32分開議

○議長（五十嵐辰雄君） 会議を再開いたします。

学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 先ほどのご質問のように、誤ってアレルギー原を摂取した場合についての緊急措置等について、保護者及び校医や主治医と連携しまして、学校で対応をマニュアル化して、学校関係者のすべてが共通理解を持てるように、常日ごろから研修を行っているということでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） もちろんアナフィラキシーが起きたらということで、エピペンという注射があると伺っています。その注射を打てば幾らか症状がやわらぐということは、この記事にも書いてございます。

そこで、学校で、先ほど言いました鶏卵、牛乳、小麦とか引き起こすおそれのある食材について、生徒を対象にしてアレルギーの検査を実施するお考えはあるか伺います。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 学校給食の食材について、児童生徒にアレルギー検査をすることは可能なのかというご質問でございますが、アレルギー物質を含む食品は厚生労働省が特定原材料等として指定をしております。現在、特定原材料等は25品目でございます。

アレルギー疾患を持つ患者にとりましては、自分の食するものの中に自分が反応するアレルギー物質を含むかどうかを判断し、選別できるように情報提供が行われていることが大変重要でございます。

そのため、食品中に特定原材料を含む旨の情報提供をアレルギー表示によって行うに当たりましては、実際のアレルギーの発症数、重篤度等に差異があるため、政令で法令上表示を義務づけるものと、それから、通知で表示を奨励するものとに分けられているところでございます。

省令で定められる品目につきましては、エビ、カニ、小麦、ソバ、卵、乳、これは牛乳のこと、乳製品のことで、落花生の7品目が特定原材料として上げられております。

また、通知で表示を奨励する品目につきましては、アワビ、イクラ、イカ、オレンジなど、ほかに全部で18品目が特定原材料に準ずるものとして上げられております。

これらにつきましては、学校給食の食材としても、また一般家庭の食材としても通常使われているものでございまして、ご質問のこれらの食材について児童生徒にアレルギー検査をすることが可能なのかということになりますと、個別に検査を実施していただくことはもちろん可能でございます。しかしながら、集団で町が任意に実施するようになりますと、その必要性があるのかが問題になってくるものと思っております。

食物アレルギー疾患を持つ児童生徒は、小学校就学以前にこれらの食材を口にして、いずれかの食材に対してアレルギー症状を発症しております。学校給食を食するようになって新たにアレルギー症状があらわれるというケースは、非常にまれであると思っております。

こうしたことから、アレルギー検査の実施は可能でございますが、現時点でその必要性は大変低いものと、このように考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） 実施は低いということですが、これ、必要性はあると思います。この間、大事な生徒が1名、利根町ではないのですけれども、亡くなっております。ぜひとも健康診断とかで血液検査を、血液検査も今は簡単な検査になっておりますけれども、ぜひともやっていただきたい。

これは、どうしても家庭で出る食材以上に、学校の食材って多様面にわたり子供の健康を考えた食材、食品で給食をつくっているんです。それを、お金をいただいて提供しているということは責任があると思います。

もう一度お聞きします。ぜひともアレルギー検査をやっていただきたいと思います。小学校低学年だけでもよろしいのですけれども、そういうお考えをお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） アレルギー検査でございますが、いろいろ私も調べさせていただきましたが、アレルギー検査で陽性、陰性というのが出ましても、これは血液検査の場合ですけれども、それが必ずしも陽性でなかったり、陰性でなかったりという、意外とあいまいな点もあるということですので、その点も、この子は大丈夫だということを出してしまって症状を引き起こすということよりも、今まで食してきた中で既にわかっている、そういった児童生徒に対して、十分注意していくことが大切ではないかと思っております。

また、先日、報道されましたアレルギー症状で亡くなられた児童につきましても、事前にわかっていたわけございまして、たまたま余分に追加としてあげてしまって、その中にチーズが練り込まれていたということでございますので、そういうことがないように注意する方が大切ではないかと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） この間のは、先生が知っていて出したということで過失もあると思うのですけれども、ぜひともアレルギー検査を行ってもらいたいと思います。

なぜなら、1日1日子供たちの体って変わっていくのですよ。この間は大丈夫であっても、またアレルギー体質になるお子さんもいますので、できれば年1回やっていくようにしていただくとうれしいと思います。

続きまして、通学路について。

4月には小中学校の新生が通学します。交差点や道路の状況、道幅等で注意する点、また保護者、児童生徒への交通安全対策はどのようにされているのかお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 新年度の通学路の安全対策についてお答えします。

各小学校の通学路の危険箇所につきましては、町のホームページ上でお知らせしているとおりでございます。また、保護者には、各学校から通知してございます。新入生につきましても、入学時に各学校からお知らせする予定であります。

登下校の交通安全対策につきましては、児童生徒の命にかかわることですので、特に注意を払っているところでございます。

小学校では、登校班を約5名程度で編成しまして、集合場所や歩き方など、交通安全に関する指導の徹底を図っております。一列になって歩くことや、交通当番の方々にあいさつすることも指導しております。

低学年の児童の登下校の際には、担任の教諭やPTAの方々、地域のボランティアの方々に付き添っていただいたり、また、地域の皆様に見守りのお願いをしているところでございます。防災無線で週に3回ほど流させていただいているのも、その一つでございます。

また、新学期の当初や交通安全運動期間中には、町の交通安全指導隊の皆様、交差点で立哨指導を行っていただいております。毎年4月から5月にかけては、取手警察署、取手地区交通安全協会、町交通安全指導隊のご協力をいただきまして、各学校で交通安全教室を実施しているところでもございます。この教室では、交差点の横断の仕方や自転車の安全な乗り方など、一人一人が実際に体験しながら学んでおります。

中学校では、自転車通学になりますので、定期的な自転車点検やヘルメット着用の徹底などを指導しております。

また、生徒会生活委員会の主催で、取手警察署の各担当課長より、交通安全や不審者対策などについてご指導を受けたりもしております。

保護者に対しましては、家庭生活の中で交通安全に対する基本的な生活習慣の励行をお願いし、家庭・学校・地域が一体となって児童生徒を交通事故から守っていただけるよう努めているところでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） 見守り、ボランティアの方には頭が下がる思いです。

また、「こども110番」のように、何かあったときに児童生徒が駆け込める家、そういう募集や、新入生や在校生に対して、どんなときに利用するかというご説明とかというのはされているのか、お伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 「こどもを守る110番の家」ということで、こちらにつきましては平成13年8月に県内全市町村に設置となっております。

これは、誘拐、わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者から子供たちを守るため、教育委員会や小中学校、PTAなどと連携し、通学路に面した一般家庭や商店、またコンビニエンスストアなどを緊急避難場所として設定したものでございます。

この緊急避難場所は、子供たちが声かけ事案などに遭遇した際の保護を求める場所として、子供たちの安全確保と警察への早期通報を図ろうとするものでございます。現在、利根町ではこういった看板がかかっている家があるかと思えます。学校の方では、やはりこれにつきましては子供たちに注意を喚起しております。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） 「こども110番」、もちろん見守りボランティアの方、本当にご苦労さまです。

自転車で登校する生徒もおります。先ほど安全点検は行っているということですがけれども、自転車に対して免許制みたいな、もちろん交通ルールを年1回やっていると思えますけれども、点検と自転車運転免許証みたいな、そういう指導をされているのかということと、通学路の街灯の点検とかはどのように行われているかお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 電気の点検等は自転車の安全点検の中に含まれておりません。

それから、免許等の方は特段考えてはおりません。

交通安全指導の中で、どうしても免許がなくては乗れないというものではございませんので、それを免許制にして、あなたは免許が取れないから徒歩通学ですよということもできませんので、そこまでは考えておりません。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） 済みません。自転車の街灯と言ったのは、道路の街灯です。自転車はライトなので、それをお願いしたいのですけれども、街灯は都市建設課の課長にお伺いします。後でお伺いします。

自転車講習というのは、中学校1、2、3年生、こういうのはやっていただく方向の方がいいと思うのですけれども、なぜ必要ではないのか、どういうことなのかがちょっとわからないのですけれども、大切な自分の命を守るのに自転車の乗り方、これ16歳になると原動機付自転車、原付といわれるバイク免許をもらえます。でも、道路交通法、歩いても道路交通法です。自転車も軽車両として道路交通法が当てはまります。それに対して、自転車でももちろん酒気帯び、酒酔いも罰金等があります。

そういうのも免許制、講習をやっていただいた方がいいと思うのですけれども、もう一度、やっていただけるかどうかお伺いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長福田 茂君。

○学校教育課長（福田 茂君） 自転車の安全な乗り方、また、そういったことは小学校の時点で、小学生から乗り始めますので、小学校の時点で交通安全教室の中で実際に信号機を設置したり、体育館の中とか表を利用して道路を実際につくって、そこに信号機を設置して横断させたりとか、そういった体験を含めながら教えておりますので、中学校に上

がられた生徒につきましては、既にそういった経験を踏まえた上で行っているものと判断しております。

○議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

○総務課長（師岡昌巳君） 防犯灯の件かと思いますが、防犯灯につきましては、総務課の方で順次見回りをしているということはありません。ただ、区長あるいは切れたのを見た方が、町の方へ通報してきますので、それに沿って修理をしているところでございます。

ご承知のように、今回LED化されましたので、現在の防犯灯が切れるということは、しばらくの間ないのかなと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

それでは、最後、またちょっと戻りますけれども、喫煙場所、町長、徹底して課長、担当課に指示されると思うのですけれども、今月中には遠ざけるとお約束をいただきたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） この間の庁議で指示したところでございますので、ただ、張り紙をしてから今度どこの場所に移動しましたよということで、張り紙をしてから実施しているということでございますので、今月中にはすべての公共施設でそのような形になるかと思っておりますし、また、保健所で認証制度を、ここは竜ヶ崎保健所が窓口なのですが、そうすると認証のあれがもらえるのですよ。この間の庁議で、それも申請するよということで指示は出してあります。

○議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

○2番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

認証制度、いい制度が生まれたのでほっとしています。

安心・安全で暮らせるまち利根町と言われるように、そうすれば住民もふえると思います。遠山町長、よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 花嶋美清雄君の質問が終わりました。

---

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす3月9日から3月10日までの2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、あす3月9日から3月10日までの2日間は、議案調査のため休会とすることに決定しました。

---

○議長（五十嵐辰雄君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、3月11日午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時53分散会